

岡崎市保育施設等物価高騰対策支援金給付要綱

(通則)

第1条 岡崎市保育施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、物価高騰の影響を受けながら運営する私立幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設及び放課後児童クラブを支援するため、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより、給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可をうけた市内の幼保連携型認定こども園をいう。

(2) 小規模保育事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により特定地域型保育事業者（小規模保育事業を行う者に限る。）として市長の確認を受けている事業をいう。

(3) 認可外保育施設

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定により届出がされている市内の施設をいう。

(4) 放課後児童クラブ

岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている市内の施設をいう。

(事業対象)

第3条 この支援金の対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、継続して行う事業を対象とする。

(給付の対象)

第4条 この支援金は、別表の給付対象に給付する。

(給付額の算定方法及び給付の要件)

第5条 この支援金の給付額及び給付の要件は別表のとおりとする。

（支援金の申請）

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「支援事業者」という。）は、岡崎市保育施設等物価高騰対策支援金給付申請書兼実施状況報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 申請額調書（別紙1）
- (2) 申立書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（給付決定及び額の確定）

第7条 市長は、岡崎市保育施設等物価高騰対策支援金給付申請書兼実施状況報告書を受理した場合は、その内容を審査し、支援金を給付すべきものと認めたときは、支援金の給付決定及び給付額の確定をし、岡崎市保育施設等物価高騰対策支援金給付決定兼確定通知書（様式第2号）により、当該支援事業者へ通知する。

（支援金の給付）

第8条 支援金は、前条の規定による支援金の額の確定後、支援事業者からの請求により給付する。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支援事業者が、要件を満たさなくなった又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたと認められたときは、支援金の返還を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

区 分	内 容
1 給付対象	(1) 私立幼保連携型認定こども園の設置者 (2) 小規模保育事業所の設置者 (3) 認可外保育施設の設置者 (4) 放課後児童クラブの設置者
2 給付要件	「1 給付対象」に掲げる施設のうち、以下の各号のいずれにも該当する場合に、支援金の給付を受けることができるものとする。 (1) 給付申請日時点において、岡崎市内に所在していること。 (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31までの期間において、事業を継続して実施していること。 (3) 令和7年度において、物価高騰の影響分について、利用者に対する施設利用料等の値上げを行わず、事業者が負担している。
3 給付額	令和7年4月1日時点の施設定員に2,000円を乗じて得た額